

役員の報酬及び在任年齢等に関する規程

公益財団法人日本尊厳死協会

役員の報酬及び在任年齢等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条が準用する第89条、第105条の規定及び第196条の規定並びに公益財団法人日本尊厳死協会定款第18条、第36条の規定に基づき、理事及び監事、評議員(以下「役員等」という。)の報酬の支給の基準及び在任年齢に関する事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事、評議員をいう
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とするものをいう
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外のものをいう
- (4) 報酬等とは、定款第18条及び第36条で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受けるものであり、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給対象)

第 3 条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として別表の報酬を支給することができる。

2 役員等には、賞与、退職金を支給しない。

(報酬等の支給総額)

第 4 条 前条で定める常勤役員に対する役員報酬の総額は、年間3,000千円以内とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には通勤手当を支給することができる。

(報酬額の支給方法)

第 5 条 役員等の報酬の支給は、報酬から控除すべき税金等を控除し、その残高を支給する。その支給方法は、常勤役員が毎月25日に、非常勤役員は支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(報酬の支給)

第 6 条 第2条第1項第2号の常勤役員を除き、理事会及び評議員会に出席した役員等には旅費及び報酬を支給する。

(支給金額)

第 7 条 旅費は「出張旅費規程」を準用し、出席報酬の金額は1回あたり別表のとおりとする。

(常勤・非常勤役員の在任年齢)

第 8 条 常勤・非常勤役員の在任年齢は、原則として75歳までとする。

2 但し、特別な事情がある場合は評議員会の了承を得て延長できる。この場合においても在

任年齢は、原則として 80 歳に達するまでとする。

(在任年齢到達日)

第 9 条 任期中に上記に定める年齢に達したときは、任期満了をもって在任年齢到達日とする。

(特別措置)

第 10 条 当該役員の知識及び経験が協会の適正な業務運営上特に必要である場合、かつ当該役員を例外的に扱うべき理由が適切と判断される場合については、理事会及び評議員会の了承を得て前 2 条の規定を適用しないことができる。

(規程の変更)

第 11 条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、令和 1 年 6 月 29 日から施行する。
2. この規程の第 3 条(報酬等の支給対象)第 2 項の削除と第 3 項の繰り上げ、第 5 条(報酬額の支給方法)の変更及び第 6 条(講師及び原稿執筆謝金)の削除は、評議員会の決議があった日、令和 2 年 6 月 8 日より施行する。

(別 表)

役員の報酬額一覧

区分	常勤役員 (常勤勤務者)	非常勤役員 (理事・監事・評議員)		備 考
		4 時間未満	4 時間以上	
常勤役員	円 200,000	円 5,000	円 10,000	1か月あたり
非常勤役員				